

**【記載例 5 - 2】高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等
について控除を受けるとき**

設 例

居住開始年月日	平成 19 年 4 月 15 日
転居年月日	平成 20 年 4 月 25 日
再居住開始年月日	平成 20 年 11 月 20 日
増改築等の費用の額／うち居住用	6,000,000 円／6,000,000 円
特定の増改築等に関する事項	
高齢者等居住改修工事等の費用の額	3,000,000 円
交付等を受ける補助金等の合計額	500,000 円
控除を受ける者の年齢	55 歳
住宅借入金等に関する事項	
年末残高（当初借入金額）	5,500,000 円（6,000,000 円）
※ 共有者なし	

〔控除額計算明細書〕

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成20年4月25日	再居住開始年月日	平成20年11月20日
再び居住の用に供した家屋の所在地	〇〇市△△町 ×-××-×		
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	①	平成 年 月 日	(平成 年 月 日)	
取得対価の額	②	円	③	円
総(床)面積	④	m ²	⑤	m ²
うち居住用部分の(床)面積	⑥		⑦	

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧	平成9年4月15日
増改築等の費用の額	⑨	6,000,000 円
うち居住用部分の金額	⑩	6,000,000

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成21年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を で囲んでください。

要する

5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

※ 【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きます。	番 号	3
1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から4のいずれかを選択する方を除きます)。 2 平成19年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の特例」を選択した方 3 平成19年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方 4 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した方		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑬	75,000 円
※ 【計算欄】の⑬欄の金額を転記します。		

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。

[計算欄]

【計算欄】(次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 二面の⑩欄の金額を転記します。			⑩	5,500,000	円
居住の用に供した日等		算式等		⑬(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から4のいずれかを選択する場合があります。)	平成19年中に居住の用に供した場合	$⑩ \times 0.01 =$	(最高25万円)	円
		平成18年中に居住の用に供した場合	$⑩ \times 0.01 =$	(最高30万円)	円
		平成17年中に居住の用に供した場合	$⑩ \times 0.01 =$	(最高40万円)	円
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑩ \times 0.01 =$	(最高50万円)	円
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	$⑩ \times 0.0075 =$	(最高37万5千円)	円
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	$⑩ \times 0.006 =$	(最高15万円)	円
3	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合 ⑩欄の金額(最高1,000万円)……………①(5,500,000) 二面の⑮欄の金額(2,000,000)×0.02+①-⑮)× 0.01 =		(最高12万円)	円
4	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円以下のとき	$⑩ \times 0.02 =$		円
		⑩が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	$⑩ \times 0.01 + 10万円 =$		円
		⑩が2,000万円を超えるとき	$⑩ \times 0.005 + 20万円 =$	(最高35万円)	円
				75,000	円

※ ⑩欄の金額を一面の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」の「5(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑩欄に転記します。